

委 員 各 位

株式会社 証券保管振替機構  
業 務 委 員 会  
委員長 中 村 昭 彦

## 業 務 委 員 会 の 書 面 開 催 に つ い て

下記議題につき、書面により業務委員会を開催いたします。

### 記

#### 1. 議 題

- (1)株券等保管振替制度における損失補填制度の整備に伴う業務規程等の一部改正について
- (2)CP小委員会における審議状況について

#### 2. 内 容

- (1)株券等保管振替制度における損失補填制度の整備に伴う業務規程等の一部改正について  
前回の業務委員会にて御意見を頂戴しました「株券等保管振替制度における損失補填制度の整備に関する要綱案」につきましては、原案どおり9月26日開催の取締役会において決議されました。この要綱に基づき、業務規程等を別紙1のとおり改正したいと考えております。
- (2)CP小委員会における審議状況について  
短期社債振替システムの改善事項について検討を行うため、CP小委員会を開催しました。その審議状況につきまして、別紙2のとおり御報告いたします。

今回、これら内容に関し、書面にて当委員会を開催いたします。

大変お忙しいところ恐縮ですが、10月22日(水)までにこの内容について何か御意見等ございましたら、メール等にて下記連絡先までお寄せいただければと存じます。この内容につき頂戴した御意見等につきましては、当方で取りまとめ、10月24日(金)に開催されます取締役会に御報告させていただきます。

以 上

(連絡先) 株式会社証券保管振替機構

経営企画部 小島

電話 03 - 3661 - 0295

FAX 03 - 3661 - 2810

e-mail [s-kojima@jasdec.com](mailto:s-kojima@jasdec.com)

株券等保管振替制度における損失補填制度の整備に伴う  
業務規程等の一部改正について（案）

1．改正趣旨

現行の株券等の保管振替制度における損失補填制度につき、当機構の預託株券に不足が発生した場合、その原因が参加者にある場合は、まず、当該有責参加者による損失補填が行われることになっているが、当該有責参加者が倒産するなど、当該有責参加者による損失補填が完全になされなかった場合又は不可抗力等どの参加者にも責任がない場合には、当機構及び顧客口座簿を有する参加者が無過失連帯責任により損失補填を行うことになっている（保振法第 25 条並びに業務規程第 63 条及び第 64 条等）。

しかし、具体的な連帯補填方法が整備されておらず、また、今後導入される予定の株券不発行制度の下では、現在の社債等振替法と同様な損失補填制度の構築が検討されているため、当機構としては、保管振替制度における具体的な連帯補填方法を整備しておくことが望ましいと考えられることから、その損失補填方法等につき取扱いを定めることとする。

2．改正概要

( 1 ) 参加者が連帯して行う預託株券の不足の補てん

事故発生日に顧客口座簿を有する参加者は、有責参加者及び当機構による補てんによってもなお補てんがされない場合は、一律に定額を負担する第一次補てんに係る金銭（ただし、200 万円を超えない額とする。）及び 預託株券の株式の数に応じて負担する第二次補てんに係る金銭又は 離脱選択権の行使に伴う離脱抛出金により、補てんを行うものとする。

( 2 ) 求償権

離脱選択権の行使により参加者でなくなった者及び離脱抛出金に相当する金銭を支払った者は、預託株券の不足の責めに任ずべき者に対し、求償を行わないものとする。

( 備考 )

業務規程  
第 64 条・  
施行規則  
第 40 条の 4

業務規程  
第 65 条

3．施行日

平成 年 月 日から施行し、同日を事故発生日とする預託株券の不足の補てんから適用する。

以 上

## 業務規程第 45 条第 3 項及び第 63 条第 3 項に関する取締役会決議（案）

- 1 . 業務規程第 45 条第 3 項及び第 63 条第 3 項に規定する機構が行う株券の補てんの限度は、機構の剰余金相当額とする。
- 2 . 前 1 . の機構の剰余金相当額は、別に規則で定めるものとする。

### < 参考 >

公募・売出し分として引受参加者から事前に受領した株券  
( 機構が行う株券の不足の補てん )

- 第 45 条 機構は、第 42 条第 1 項の規定により会社から受領した株券に不足が生じたことが明らかとなった場合は、遅滞なく、不足株式数に相当する株券を補てんする。
- 2 機構は、前項の株券の補てんをするために、保険会社と損害保険契約を締結し、その損害保険契約に基づく保険金により株券の補てんをする。
  - 3 機構は、前項の保険金のみをもってしては株券の補てんをすることができない場合は、**取締役会の定める限度**において株券の補てんをする。

### 預託株券

( 機構が行う預託株券の不足の補てん )

- 第 63 条 機構は、前 2 条に規定する場合を除き、預託株券に不足が生じたことが明らかとなった場合は、遅滞なく、その補てんをする。前 2 条に規定する場合において、参加者による株券の補てん又は差換えがされないことが明らかとなったときも、同様とする。
- 2 機構は、前項の株券の補てんをするため、保険会社と損害保険契約を締結し、その損害保険契約に基づく保険金により株券の補てんをする。
  - 3 機構は、前項の保険金のみをもってしては株券の補てんをすることができない場合は、**取締役会が定める限度**において、株券の補てんをする。

## C P小委員会における審議状況について

短期社債振替システムの改善事項について検討を行うため、C P小委員会を次のとおり開催した。

- 第1回 平成15年9月16日(火) 改善事項案の提起
- 第2回 平成15年9月29日(月) 対応要否について討議
- 第3回 平成15年10月7日(火) 対応取りまとめ

その結果、短期社債振替システムにつき、一般債振替システムの稼働(平成17年後半)に合わせて、次の機能を追加することとした。

- D V P 決済の高度化・・・機構から資金決済会社に対して、日銀ネット経由で資金決済データを系統的に提供
- システム間接続・・・機構システムと利用者システムとの間を系統的に接続
- キューイング機能の提供・・・振替等に係る残高増加までの待受機能を提供
- 決済照合システムの利用・・・振替手続きについて決済照合システムとの連動を提供
- 日本銀行適格担保差入及び返戻スキーム・・・一般債と同様、日本銀行の担保管理システムと接続

併せて、来年度における税制対応が措置されることを条件として、サムライ電子C Pに係る取扱対象の拡大について決定した。

以 上